

内閣参質一七六第七五号

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 仙谷 由 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員丸川珠代君提出事業仕分け及びその評価結果の位置付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員丸川珠代君提出事業仕分け及びその評価結果の位置付けに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「平成二十三年度予算概算要求の変更」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、御指摘の「見直し」については、平成二十三年度予算編成に当たって反映させることも含まれるものと認識している。

二、四及び七について

国の予算、制度その他国の行政全般の在り方の刷新等（以下「行政の刷新等」という。）に関する事務は、「基本方針」（平成二十一年九月十六日閣議決定）七及び「行政刷新会議の設置について」（平成二十一年九月十八日閣議決定）4により、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第二項の事務とされている。行政刷新会議は、行政の刷新等に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するために開催しているものであり、行政刷新会議が取りまとめを行った場合には、政府としての施策は、政府内の調整を経て決定されるものと認識している。

三について

「事業仕分け第三弾について」（平成二十二年九月三十日行政刷新会議了承）に示されているとおり、「今回の再仕分けは、各府省による見直しが不十分と考えられる部分について更なる見直しの徹底を図るもの」である。

#### 五について

お尋ねの「予算編成過程の一部」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、行政刷新会議ワーキンググループが表明する意見には、平成二十三年度予算編成に当たって反映させることを求めるものも含まれると認識している。

#### 六について

御指摘の「政府内の調整」については、多岐にわたること等から、その過程のすべてを公開することは困難であると考えている。

なお、事業仕分けの評価結果を踏まえた反映状況等について、行政刷新会議に報告し、審議を行っていただくとおり、これらの資料は内閣府のホームページ等で公開している。